

# 兵庫県公報

平成24年5月25日 金曜日 第2391号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（職員課）	2
<b>告 示</b>	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
<b>病院局告示</b>	
○ 料金の収納事務の委託	10
○ 同 上	10
○ 同 上	11
○ 同 上	11
○ 同 上	11
○ 同 上	11
○ 同 上	12
○ 同 上	12
○ 同 上	12
○ 同 上	12
○ 同 上	13
○ 同 上	13
<b>人事委員会告示</b>	
○ 平成9年兵庫県人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正	13
<b>社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告</b>	
○ 第15回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	14

## 公布された法令のあらまし

- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（規則第31号）
- 1 補償額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。
  - 2 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を改定することとした。

規 則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第31号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（昭和51年兵庫県規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項及び学校薬剤師の補償基礎額の項を次のように改める。

学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,660円	7,352円	8,670円	9,612円	10,411円	11,085円
学校薬剤師の補償基礎額	4,243円	4,926円	5,864円	6,853円	7,815円	8,509円

別表第2 最低限度額の欄及び最高限度額の欄を次のように改める。

最低限度額	最高限度額
5,028円	12,954円
5,648円	13,090円
6,208円	15,944円
6,647円	18,498円
6,925円	21,685円
6,903円	23,524円
6,551円	24,551円
5,757円	23,052円
4,602円	19,090円
3,950円	15,247円
3,950円	12,954円

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 改正後の規則別表第2（年齢階層が60歳以上65歳未満である場合の最低限度額並びに年齢階層が30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、40歳以上45歳未満、45歳以上50歳未満、55歳以上60歳未満及び60歳以上65歳未満である場合の最高限度額に係る部分を除く。）の規定は、平成24年4月1日以後に支給すべき事由が生じ

た休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

- 4 改正後の規則別表第2（年齢階層が60歳以上65歳未満である場合の最低限度額並びに年齢階層が30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、40歳以上45歳未満、45歳以上50歳未満、55歳以上60歳未満及び60歳以上65歳未満である場合の最高限度額に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

## 告 示

### 兵庫県告示第636号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 伊丹大鹿土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	藤 原 義 博	伊丹市大鹿5丁目54番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	九 鬼 正 之	伊丹市大鹿2丁目66番地

#### 2 伊丹千僧土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	木 田 敏 夫	伊丹市千僧2丁目117番地
同	佐 藤 彰	同 市千僧3丁目78番地
同	田 中 博	同 市千僧4丁目3番地
同	佐 藤 稔	同 市千僧2丁目226番地
同	松 本 徳 一	同 市千僧2丁目81番地
監 事	前 田 賢 一	宝塚市仁川高丸2丁目8番28号
同	上 谷 恒 男	伊丹市千僧2丁目229番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	杉 田 利 雄	伊丹市千僧2丁目123番地
同	岩 田 武 司	同 市千僧2丁目116番地
同	前 田 吉 雄	同 市千僧2丁目223番地
同	佐 藤 健 二	同 市千僧2丁目127番地
同	上 谷 和 夫	同 市千僧2丁目107番地
監 事	岩 田 政 男	同 市千僧2丁目73番地
同	石 橋 栄 三郎	同 市行基町1丁目101番地

#### 3 見性寺井堰土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	三 木 勉	豊岡市出石町宮内1150番地
同	田 淵 三 男	同 市出石町伊豆761番地の2
同	中 嶋 修	同 市出石町宮内1504番地の1
同	松 尾 忠 夫	同 市出石町水上107番地
同	中 井 富 若	同 市出石町松枝130番地

同	多 根 岩 男	同	市出石町宮内1527番地
同	坂 井 俊 行	同	市出石町町分117番地の1
同	狩 野 誠 一	同	市出石町伊豆592番地
同	山 崎 恭 史	同	市出石町宮内263番地
監 事	船 越 利 昭	同	市出石町水上125番地
同	南 北 英 男	同	市出石町伊豆48番地の1
同	水 島 義 明	同	市出石町宮内1192番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

西 野 清

米 田 敬 一

家 元 孝 則

多 根 岩 男

寺 田 正 文

中 嶋 修

三 木 勉

井 崎 利 郎

狩 野 誠 一

堀 畑 靖

松 田 則 道

水 島 義 明

住 所

豊岡市出石町東條141番地の1

同 市出石町町分176番地の1

同 市出石町水上141番地

同 市出石町宮内1527番地

同 市出石町宮内452番地の7

同 市出石町宮内1504番地の1

同 市出石町宮内1150番地

同 市出石町伊豆447番地の2

同 市出石町伊豆592番地

同 市出石町伊豆638番地

同 市出石町水上104番地

同 市出石町宮内1192番地

4 整理土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

荻 野 正

岸 本 俊 己

山 本 薫

山 本 健

平 秀 幸

近 藤 憲 生

石 川 秀 雄

山 本 浩

足 立 茂

住 所

丹波市春日町棚原262番地

同 市春日町棚原54番地

同 市春日町棚原116番地

同 市春日町棚原15番地

同 市春日町棚原1215番地1

同 市春日町棚原1216番地1

同 市春日町国領1731番地

同 市春日町棚原150番地

同 市春日町棚原1165番地4

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

荻 野 正

岸 本 俊 己

山 本 薫

山 本 健

平 秀 幸

近 藤 憲 生

東 浦 清

山 本 浩

大 槻 勝 彦

住 所

丹波市春日町棚原262番地

同 市春日町棚原54番地

同 市春日町棚原116番地

同 市春日町棚原15番地

同 市春日町棚原1215番地1

同 市春日町棚原1216番地1

同 市春日町国領1801番地

同 市春日町棚原150番地

同 市春日町棚原1214番地2

5 甘地土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

氏 名

大 畑 俊 一

村 田 敏 朗

北 川 輝 男

住 所

神崎郡市川町近平372番地1

同 郡同 町近平29番地1

同 郡同 町小谷67番地5

同	内 藤 利 満	同 郡同	町小谷159番地
同	徳 永 真 蔵	同 郡同	町千原120番地
同	中 山 隆	同 郡同	町千原113番地 1
同	橋 本 八 郎	同 郡同	町谷406番地
同	古 隅 政 幸	同 郡同	町谷815番地
同	岩 城 徹	同 郡同	町谷387番地 1
同	戸 川 茂 樹	同 郡同	町田中173番地 7
同	多 田 一 昭	同 郡同	町小室144番地
同	尾 崎 光 雄	同 郡同	町鶴居36番地 1
監 事	河 西 善 郎	同 郡同	町谷121番地 2
同	岡 本 孝 洋	同 郡同	町近平386番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

楠 田 敏 章

村 田 敏 朗

北 川 輝 男

内 藤 利 満

徳 永 真 蔵

中 山 隆

橋 本 八 郎

古 隅 政 幸

岩 城 徹

戸 川 茂 樹

橋 本 義 明

岡 本 修 平

河 西 善 郎

岡 本 孝 洋

住 所

神崎郡市川町近平357

同 郡同 町近平29番地 1

同 郡同 町小谷67番地 5

同 郡同 町小谷159番地

同 郡同 町千原120番地

同 郡同 町千原113番地 1

同 郡同 町谷406番地

同 郡同 町谷815番地

同 郡同 町谷387番地 1

同 郡同 町田中173番地 7

同 郡同 町小室166番地

同 郡同 町下牛尾245番地

同 郡同 町谷121番地 2

同 郡同 町近平386番地

6 西光寺野土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

氏 名

水 田 完

住 所

神崎郡福崎町八千種2315番地 2

就任役員

役員の区分

理 事

氏 名

難 波 靖 通

住 所

神崎郡福崎町八千種2982番地 1



兵庫県告示第637号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県加古土地改良区	平成24年 4月26日
後川土地改良区	同 年 5月 1日



兵庫県告示第638号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市大屋町大屋市場字奥山38の1、38の2、39、40、41の1、41の2、42の1から42の3まで、44の2、45、46、46の1から46の8まで、47から50まで、53の1、53の2、54の1、54の2、55、56の1、56の2、57、58、58の1から58の4まで、59から61まで、62の1、62の2、63、63の1、64、66、67、68の1、68の2、70、71の1、71の2、72から74まで、75の1、75の2、77の1、77の2、78から81まで、81の1、81の2、82

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐にかかる伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町椒字桑谷949、951、952、952の1、953から958まで、958の1、959から963まで、965の1、965の3、966から973まで、973の1、974から980まで、1001

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町椒字奥山北1952の11、1953から1955まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1956の1から1956の9まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町椒字中谷2412の1、2414

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第642号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町椒字牛谷2417、2418

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第643号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町段字八次559、561から564まで、564の1、565から568まで、569の1、569の2、570の1、570の2、573、582から591まで、字八次本谷608、609、614、615、617、622
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第644号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町桑野本字中谷501、502、502の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第645号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町須野谷字大谷554の1、554の3（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第646号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町森本字上ツクラ1239の2から1239の46まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第647号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町須野谷字大谷531から533まで、533の1、534から536まで、554の3（次の図に示す部分に限る。）、554の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 5月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（E-4工区、E-7工区、E-8工区）  
三木市志染町大谷字鷹尾1032番3の一部、1040番地の一部、1041番地の一部、1044番4の一部  
同 市志染町戸田字中尾1838番9の一部、1872番3から1872番5までの各一部、1872番12から1872番14までの各一部、1873番地の一部、1873番2の一部  
同 市志染町戸田字西谷1872番15から1872番17までの各一部
- 2 開発行為に係る協議が成立した者の住所及び氏名又は名称  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介
- 3 協議成立年月日  
平成23年 8月10日

病 院 局 告 示

**兵庫県病院局告示第3号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。

平成24年 5月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立尼崎病院の医事企画課窓口における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地  
株式会社ニチイ学館
- 3 委託の期間  
平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで



**兵庫県病院局告示第4号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。

平成24年 5月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立塚口病院の医事企画課窓口における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地  
株式会社ニチイ学館
- 3 委託の期間  
平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで



**兵庫県病院局告示第5号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成24年 5月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立塚口病院の事務当直業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
尼崎市東難波町4丁目11番33号  
株式会社誠和管財
- 3 委託の期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで



**兵庫県病院局告示第6号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成24年 5月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立加古川医療センターの医事企画課窓口における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地  
株式会社ニチイ学館
- 3 委託の期間  
平成24年4月1日から平成26年9月30日まで



**兵庫県病院局告示第7号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成24年 5月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立淡路病院の医事企画課窓口における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号  
株式会社日本医療事務センター神戸支社
- 3 委託の期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで



**兵庫県病院局告示第8号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成24年 5月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立柏原病院の医事企画課窓口及び救急窓口における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
福知山市篠尾新町1丁目77番2号  
株式会社日本医療事務センター北近畿支社
- 3 委託の期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで



**兵庫県病院局告示第9号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成24年 5月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立こども病院の医事企画課窓口における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号  
株式会社日本医療事務センター神戸支社
- 3 委託の期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで



**兵庫県病院局告示第10号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成24年 5月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立がんセンターの医事企画課窓口における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区伊藤町119番地  
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 3 委託の期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで



**兵庫県病院局告示第11号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成24年 5月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立粒子線医療センターの医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号  
株式会社日本医療事務センター神戸支社
- 3 委託の期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで



**兵庫県病院局告示第12号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。  
平成24年 5月25日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

- 1 委託した事務の範囲  
県立こども病院の駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
大阪市中央区今橋4丁目1番1号  
タイムズ24株式会社
- 3 委託の期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで





## 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告

## 第15回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成24年5月25日

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会  
会長 武田 政 義

## 1 試験の日時

平成24年10月28日（日）午前10時から正午まで

なお、点字等による受験者及び解答免除対象者は、試験時間が異なるので、詳しくは、「第15回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験・受験の手引」（以下「受験の手引」という。）を参照すること。

## 2 試験会場

神戸大学（神戸市灘区鶴甲1-2-1、神戸市灘区六甲台町1-1）

神戸学院大学（神戸市中央区港島1-1-3）

神戸女子大学（神戸市中央区港島中町4-7-2）

## 3 試験の内容及び出題範囲

受験の手引を参照すること。

なお、出題範囲に含まれる関連通知は以下のとおりである。

- (1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (2) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (3) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）
- (4) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
- (5) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (6) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (7) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (9) 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知）
- (10) 「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成18年3月31日老発第0331003号厚生労働省老健局長通知）
- (11) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）
- (12) 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

## 4 試験の方法及び出題数

5肢複択方式にて出題する。

60問。ただし、解答免除対象者は出題数が異なるので、詳しくは受験の手引を参照すること。

## 5 受験資格（概要）

下記(1)の対象者で、かつ、(2)の受験地条件を満たす者

なお、詳しくは受験の手引を参照すること。

## (1) 対象者

ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上のある者並びにエの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上のある者であって、欠格事由に該当しない者とする。

なお、必要実務経験期間は、試験前日までに満たしていること。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

イ 別に定める相談援助業務に従事する者が、当該業務に従事した期間

ウ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するもの又は介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第22条の23の介護職員基礎研修課程又は訪問介護に関する2級課程に相当する研修（介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年3月31日政令第154号）の附則第16条に定める研修を含む。）を修了したもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、当該介護等の業務に従事した期間

エ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等に該当しないものが、当該介護等の業務に従事した期間

## (2) 受験地条件

上記(1)のアからエまでの業務に従事している場合は勤務地が兵庫県内であること、又は同業務に従事していない場合は住所地が兵庫県内であること。

## 6 受験手数料

7,700円

受験申込前に、所定の郵便振替払込用紙により郵便局で納付すること。

## 7 受験申込み

## (1) 申込期間

平成24年7月2日（月）から同月23日（月）まで（7月23日（月）までの消印のあるものに限る。）

## (2) 申込方法及び申込先

平成24年7月2日（月）から配布予定の受験の手引に従って郵送で申し込むこと。

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所 研修第2部

電話（078）367-5211

## (3) 提出書類

ア 受験申込書

イ 受験整理票（6箇月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの正面上半身の写真を貼る。）

ウ 実務経験（見込）証明書

エ 郵便振替払込受付証明書の原本

オ その他必要な書類（法定資格免許等の写し）

## (4) 受験の手引配布場所

各市区町の介護保険担当窓口、兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課、神戸県民局県民室県民福祉課、各県民局健康福祉事務所、但馬長寿の郷及び兵庫県社会福祉研修所

## (5) 郵送により受験の手引を請求する場合

封筒の表に「受験の手引請求」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒で返信用切手240円分を貼ること。）を同封の上、上記(2)宛てに請求する。

## 8 合格発表

平成24年12月10日（月）（予定）に受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

なお、合格者については、合格発表の日から1週間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所1階にて受験番号を掲示する。

また、兵庫県社会福祉研修所ホームページ（<http://www.hyogo-f-kensyu.jp/>）にも合格者受験番号を掲載する。

## 9 受験に関する問合せ先

上記7(2)と同じ。